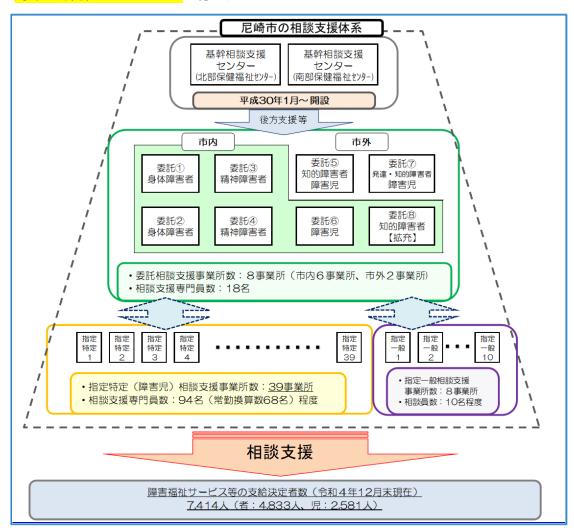
障害者(児)相談支援における「支援困難ケース」の整理等について

1 目的

本市の障害者(児)相談支援体制については、①基幹相談支援センター(南北障障害者支援課)、②委託相談支援事業所(8か所)、③指定特定・障害児相談支援事業所(指定一般相談支援事業所)による3層のピラミッド構造(※下図参照)としており、各階層が担うべき主な役割等を協議しながら、その支援にあたっている。

近年、相談支援に関する国の制度改正が進められる中、改めて本市においても、現状の支援状況等を考慮した各階層の役割等を再整理し、各支援機関と共有を図る必要が生じているため、その対応を進めるにあたり必要となる「支援困難ケース」の定義付けと対応の方向性について整理を行う。



2 あまがさき相談支援連絡会(あま相)における協議、取組の経緯

・ 地域生活支援拠点の支援機能を担う機関として、委託相談支援事業所の役割や課題、連携のイメージを明確にしていくべきとの意見が出されたこと等から、当該拠点が有する5つの機能ごとに、事業所からの意見(提案や課題)を集約し、その重要度や緊急性、実現性を考慮する中で今後の展開案を協議し、整理を進めた。

- ・特に「相談機能」においては、「① <u>委託相談支援事業所の対応状況の把握と共</u> 有」、「② <u>支援困難ケースの把握と共有」、「③ 基幹相談支援センターによる支援ケー</u> スの調整(連携スキームの検討)」を今後の取組として整理した。
- ・ ①の対応にあたっては、南北障害者支援課(基幹担当)が委託相談支援事業所に対して個別の聞き取りを行うことにより、支援状況(支援困難事例とその理由など)等の把握を進めた。
- ・ ②の対応にあたっては、①の聞き取り調査の結果とあわせて、南北障害者支援課 (基幹担当)において支援困難ケースの定義(※3参照)を整理することで、当該ケースのリスト化を進めた。
- ・ ③の対応にあたっては、基幹相談支援センター(南北障害者支援課)の後方支援の もと、実際に各委託相談支援事業所に1件ずつ、支援困難ケースの対応を行ってもら うことで、支援の介入にあたっての課題等を整理・共有しながら、連携スキームの作 成を進めた。
- ・ これらの取組と並行して、<mark>委託相談支援事業所が担うべき役割等についても協議を</mark> 重ねてきており、 改めて委託事業の目的(業務内容)や運営体制上の優位さ(人員の 配置、専門性・支援力の高さなど)、本市の拠点機能を担う支援機関としての存在意 義等も考慮した結果、<mark>今回リスト化した支援困難ケース(特に支援介入の無い事例)</mark> への対応を検討していくことで意見がまとまった。
- ・ また、これまでの協議内容や支援困難ケースへの対応を今後推進していく観点から も、各事業所に対して「機能強化型サービス利用支援費」の加算取得を積極的に呼び かけている。

3 本市における支援困難ケースの定義

国制度において「支援困難事例」の記載があるのは、計画(障害児)相談支援の「機能強化型サービス利用支援費」の算定要件の項目のみであり、その中では、『基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。』と規定されていることから、本市においては当該ケースの判断や決定について、原則、基幹相談支援センター(南北障害者支援課)が行うこととし、その定義は以下のとおりとする。

(1) 支援困難ケース(835件)

相談支援の実施にあたり、介入(支援)が特に困難であると基幹相談支援センター (南北障害者支援課)が判断し、決定したケース。

当該ケースの判断基準は、下表の項目(分類)条件の該当可否による。

項目(分類)条件			知的	精神	難病	計
1	本人に課題あり	78	140	124	1	343
2	家族や支援者、環境等に課題あり(者・児)	15	76	21	2	114
3	依存症	1	5	8	0	14
4	医療的ケア(児・者)	39	15	0	0	54

5	虐待(者・児)	4	20	7	0	31
6	強度行動障害(者・児)	1	28	0	0	29
7	施設入所先が見つからない	9	8	2	0	19
8	触法	3	14	10	0	27
9	非定型	21	6	8	0	35
10	要対協(児・者)	8	111	20	0	139
11	事業所対応困難	9	12	9	0	30
	合 計	188	435	209	3	835

[※] 令和5年4月時点のケース数。なお、上記ケースのうち、委託相談支援事業所(8 か所)において405件(サービス利用が無いケース20件を含む。)を、特定・障害児相談支援事業所(市内外)において311件のケースを対応している。

(2) 計画未作成(支援困難)ケース(119件)

(1)の支援困難ケースのうち、サービス利用(支給決定)があり、相談支援の介入 (基本相談の介入歴、介護保険のケアプラン作成者などを含む。)もあるが、計画・ 障害児相談支援(利用計画の作成)には繋がっていないケース。

(3) 相談支援未介入ケース(96件)

(2)の計画未作成(支援困難)ケースのうち、相談支援の介入が全く無いケース。

4 支援困難ケースへの対応(介入)について

(1) あま相における主な意見

対応(介入)にあたっての考え方など

- ① 委託事業所だからこそ(支援拒否があっても)関わり続けることができる。
- ② 行政のみが関与している状況が続くと、ますます支援の移行が進まなくなる。
- ③ 委託事業所が持つ経験等を活かすことで、より早く支援介入することができる。

ケースの共有方法など

- ④ 対応(介入)する前に十分なケース内容の把握と支援方向の目線合わせが必要。
- ⑤ 行政が支援困難ケースを選定する段階で委託相談も一緒に確認ができると良い。
- ⑥ リスト化する際の各事業所への聞き取りが、ケース共有に有効な時間であった。 対応(介入)にあたっての配慮など
- ⑦ 相談支援専門員への負担面や支援の有効性等を考慮し、役割分担を検討したい。
- ⑧ 困難事例の対応にあたっては、チーム(協力体制)による支援が有効と考える。
- ⑨ チーム作りにあたっては、これまでの委託相談の経験が活きてくると考える。
- ⑩ 支援介入には相当の不安や重圧が伴うため、助言や共感の得られる場が必要。
- ① このような場が相談支援専門員の安心やスキルアップ(人材育成)に繋がる。
- ② このような場で上手くいかなかった支援内容(失敗談)も共有できれば良い。
- ③ 支援実績等をフィードバックし、それを仕組みとして積み上げていければ良い。

その他考慮すべき点

④ 介入困難の視点だけで見ていると、緊急対応が必要なケースを見逃しかねない。

(2) 基本的な考え方(案)

- ・ 対応(介入)の考え方や手法は、基本的にあま相で協議・検討し、決定する。
- ・ 支援困難ケースの対応にあたっては、前提として、ケース本人の相談支援に対する理解度や生活状況のほか、支援者や家族との人間関係等に十分配慮する必要があるため、急に支援事業所を変更するといった本人に大きな負担が伴う対応は避ける方が望ましいと考える。
- ・ そのため、既に計画相談支援が介入しているケースについては、委託相談支援事業所、指定特定・障害児相談支援事業所のいずれかにかかわらず、当該事業所が継続して支援することを基本とする。
- ・ その上で、あま相での意見((1)-①~③)を踏まえて、今後は、基幹相談支援センター(南北障害者支援課)と委託相談支援事業所が連携し、計画未作成ケース(相談支援未介入ケースを含む。)の対応を進めていくこととする。
- ・ ケースの共有方法については、あま相での意見((1)-④~⑥)を踏まえて、これまでに実施した委託相談支援事業所への個別の聞き取りや、実際に各事業所に1件ずつケース対応してもらった際の情報共有等の手法を基本に検討し、当該ケースのリスト更新等にあたっても同様の考え方とする。
- ・ 対応(介入)にあたって配慮すべき点については、あま相での意見((1)-⑦~ ③)を踏まえて、できる限りチーム(協力体制)による支援や振り返りが可能となるよう、当該ケースの担当決めから支援(進捗)状況の把握、支援内容についての助言等を協議・検討・共有できる場として、新たに「(仮称) 個別事例検討会」の設置を検討する。
- ・ その他考慮すべき点として、あま相での意見((1)-⑭)にもあるように、リスト管理された支援困難ケース以外でも、突発的に支援が必要なケースが発生することもあるため、そのような場合にも適宜対応できるよう、新設する「(仮称)個別事例検討会」には緊急対応用の枠をあらかじめ設けて(想定して)おく。

(3) 「(仮称) 個別事例検討会」の設置案

当該会議の設置にあたっては、開催に係る負担の軽減や参加メンバーの構成等を考慮して、現在のあま相全体(代表者会、ルーキーズ会、スキルアップ研修)の開催回数(頻度)の中で調整することを基本とし、その見直し案は以下のとおりとする。

【現行】

会議名 開催回数		主な議題など
		・支援(運営)体制のあり方
代表者会	年6回	・拠点機能における役割等の整理
		・支援力向上(人材育成、連携強化)ほか
ルーキーズ会	5. 年6回	・事例検討、各種情報の共有
	年6回	・連携強化に向けた取組(ほか)
スキルアップ研修	年3回	・各種研修



【見直し案】

会議名	開催回数	主な議題など		
	年2~3回	・支援(運営)体制のあり方		
代表者会		・拠点機能における役割等の整理		
		・支援力向上(人材育成、連携強化)ほか		
	<u>年4回+α</u>	・ <u>支援困難ケース(リスト)の共有</u>		
		(新規・廃止の確認を含む。)		
<u>【新設】</u>		・介入ケース(事業所)の選定、割振り		
<u>個別事例検討会</u>		<u>z</u> ・ <u>支援状況の共有、進捗管理</u>		
		・ <u>事例の検討、情報交換</u>		
		・ <u>緊急対応ケースの調整等 ほか</u>		
ルーキーズ会	ズ会 年4~5回	・事例検討、各種情報の共有		
ルーキー人云 		・連携強化に向けた取組(ほか)		
スキルアップ研修	年3回	・各種研修		

5 国の制度改正(令和6年度以降)への対応について

令和6年4月施行の改正障害者総合支援法において、「地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを同法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務と関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務」が設けられている。また、当該改正に伴い、次期市町村障害福祉計画(令和6~8年度)等に係る国の基本指針においては、新たな成果・活動指標として「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」が盛り込まれている。

なお、本市においては各会議体の協議内容や参画メンバー等を考慮して、それぞれの会議が効率的かつ効果的な開催となるよう運営体制を整理してきており、現状は相談支援に関する会議(あま相、指定特定・障害児相談支援事業所担当者会など)と自立支援協議会を別の会議体として運営している。

今般の国の制度改正の趣旨等を踏まえて、個別事例に関する検討内容や支援状況等を 自立支援協議会に報告し、地域課題への対応等を協議・検討していく必要があるため、 今後、あま相の一部(代表者会を想定)を自立支援協議会の部会として位置付けること も検討していく必要がある。

6 今後のスケジュールについて

- ・令和5年8月: あま相で支援困難ケース対応の考え方等を整理、共有
- ・ 〃 9月頃: 自立支援協議会運営会議で国の制度改正への対応案について協議
- ・ 〃 10月~令和6年3月: あま相で対応スキーム等を整理、関係機関等へ周知
- ・ // 11月~12月: 尼崎市障害福祉計画(第7期)素案にこれらの取組を記載
- ・令和6年4月~: 支援困難ケース対応スキームの運用開始

以上